

平成18年12月20日

新風自民政務調査費に関する取扱要綱（案）

■ はじめに

政務調査費は、名古屋市会議員の市政に関する調査研究に資するため、必要な経費の一部として交付されるものです。しかしながら、昨年来、自民党名古屋市会議員団では、政務調査費をめぐるさまざまな疑惑が噴出し、市民の疑惑を招いてきました。私たち新風自民は、政務調査費が市民の血税であるという視点に立ち、その透明な執行を図るため、他都市の例にならい、その透明化に努めます。その中で、政務調査費の使途の透明性を高めることにより、市民への説明責任を果たし、議会に対する市民の信頼を得ていきたいと考えています。

また、一方で、地域、市民に根ざした日々の議員活動は、まさに政務調査活動そのものであります。私たち自身の政策形成能力を高めることが、民主主義の理念に適うものと確信しております。

以上のような観点から新風自民は、政務調査費の取扱いのルールである「新風自民政務調査費に関する取扱要綱」を作成することいたしました。

新風自民

■ 用途基準の運用指針

1. 政務調査費の交付対象

「新風自民」、「新風自民及び議員」、「議員」とする。

2. 政務調査費執行にあたっての原則

政務調査費の執行にあたっては、次に掲げる項目に留意のうえ、会派(議員)の各々の責任において、適切に取扱いするものとする。

- ・ 政務調査(=市政に関する調査研究)目的であること
- ・ 政務調査活動の必要性があること
- ・ 政務調査活動に要した金額や態様等の妥当性があること
- ・ 適正手続きがなされていること
- ・ 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること

3. 実費弁償の原則

政務調査活動は会派(議員)の自発的な意思に基づき行なわれるものであることから、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、市政に関する調査研究に要した費用の実費に充当(実費弁償)することを原則とする。

4. 按分の指針

(1) 按分の考え方

会派(議員)の活動は、議会活動、選挙活動、政党活動、後援会活動等と多面的であり、一つの活動が政務調査活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっていることが多くあり、明確に区分することが困難であると考えられる。

このことから、活動に要した費用の全額に政務調査費を充当することが不適当であることが明らかな場合は、政務調査活動及び政務調査活動以外の活動に要した総時間に対する政務調査活動に要した時間の割合、その他合理的な方法により按分することが必要である。なお、按分割合については、会派(議員)において、それぞれの状況に応じて適切に判断するものとする。

(2) 按分の割合

按分をする項目等の按分割合は、会派又は議員個々の活動実態によって異なることから、一律に比率を示すことが困難であり、政務調査費の交付を受けた会派(議員)のそれぞれの責任において、運用基準や出納手続を定めるなど、当該会派(議員)の政務調査活動の実態に応じ、合理的に説明できる比率を定めて用いるものとする。

(3) 領収書等証拠書類への記載

按分により政務調査費を充当する場合には、領収書その他の証拠書類に、按分割合及び当該按分割合に基づく政務調査費の支出額を付記するものとする。

5. 項目別の政務調査費充当指針

(1) 事務所費の考え方

① 事務所の要件

事務所経費への政務調査費の充当にあたっては、政務調査活動がそこで行われている場合にのみ充当できるものであり、要件としては、次のように「事務所」としての形態を整えている場合に限定される。

- ・ 外形上、事務所として認識できる形態を有していること。
- ・ 事務所としての機能(事務所スペースを有し、事務用品等を備えていること。応接スペースは含めることができる。)を有していること。

- ・賃貸の場合には、基本的に会派(議員)が契約者となっていること。

② 事務所費の支出

事務所賃借料、光熱水費等の管理運営費については、政務調査費の充当が可能である。ただし、事務所が多目的に使用されている場合には、「按分の指針」に基づき支出する必要がある。

政務調査活動を行うための事務所に附設する駐車場の賃借料は、来客用や政務調査用であれば充当を可能とする

(2) 事務費の考え方

① 事務費の支出

会派(議員)が政務調査活動用に、事務機器類(パソコン、コピー機等)を購入またはリースする場合について、政務調査費の充当が可能である。

(3) 人件費の考え方

① 人件費の取扱い

会派(議員)が行う政務調査活動の補助業務のために雇用した職員の給料、手当、社会保険料、アルバイト賃金等に政務調査費を充当することができる。

ただし、補助職員が政務調査活動以外の業務も兼ねている場合については、「按分の指針」に基づき支出する必要がある。

会派(議員)は、補助職員を雇用した場合は、「労働契約書」に記載し、保存するものとする。

② 人件費単価

政務調査活動の補助業務に雇用する職員については、会派(議員)により、その実態が大きく異なることから、各会派(議員)が業務内容、勤務条件等に見合った賃金となるよう設定する必要がある。

(4) 調査委託費の考え方

会派(議員)が行う市の事務及び地方行財政に関する調査研究等を、学識経験者や外部の団体又は個人に調査委託等をするときは、委託業務の名称・調査委託等の目的・具体的な調査委託事項・委託金額「業務委託契約書」により契約するものとする。

(5) 交通費・宿泊費等

① 基本認識

政務調査を目的とした、現地調査や研修会・講演会への出席、広報活動等に要した交通費、宿泊費等については、現に要した費用を充当することとする。

また、現地調査にあたっては、国外への出張も可能とするが、社会通念上許容される範囲のものであることとする。

② 交通費・宿泊費等の支出

書類の整理

政務調査を目的とした活動に要した交通費・宿泊費等については、活動年月日、活動場所、活動目的、活動に要した経費等を「新風自民政調査費報告書」に記し、財務委員長に提出する。

③ 議員以外の者が出張した場合

補助職員のみの出張

政務調査を行うため、補助職員に出張を依頼し、それに要した経費に政務調査費を充当することは可能だが、ただし、支出にあたっては、議員が出張する場合と同様、現に要した経費を支出するとともに、出張内容等について「新風自民政調査費報告書」等を整理し財務委員長に提出する。

出張にあたって臨時職員を雇用した場合

出張にあたって、自動車運転業務等のため、臨時に雇用された者への現地経費、宿泊費等については、政務調査活動の補助者としての活動実態により判断し、政務調査費を充当するものとする。

④ 自家用車等を使用した場合

自家用車(リースを含む)を利用して、政務調査活動を行った場合は、ガソリン代、有料道路料金及び現地での駐車場料金等、移動に伴って生じた経費について、政務調査費の充当が可能である。

その際には、領収書等を保存しておく必要がある。ただし、ETCを利用している場合は、料金の確認ができる明細書を財務委員長に提出する。

また、その自動車を政務調査目的以外の活動にも使用している場合には、「按分の指針」の考え方のもと、走行距離(本人により実測)等に基づき按分するものとし、必要に応じて「新風自民政務調査費報告書」に記載するものとする。

なお、自動車の維持管理等に要する費用(車検代、保険料、自動車税、修理代等)には充当できない。

⑤ 交通機関を使用した場合

鉄道、バス、航空機等を利用した場合、基本的には領収書は微することができないので、行き先、所要経費等を「新風自民政務調査費報告書」に記載し、それを証拠書類とすることができます。ただし、旅行代理店等を通じて購入した場合などで、領収書を微することができたものについては、その領収書を財務委員長に提出する。。

なお、航空機を使用した場合は、搭乗券の半券(航空運賃等の記載のあるもの)を財務委員長に提出する。

⑥ タクシーを使用した場合

政務調査活動にあたって、不案内な地域の移動や、公共の交通機関の利用が困難な場合、急を要する場合、議員に身体的な支障がある場合等、タクシーを利用する合理的な理由がある場合には、そのタクシー代金に対して政務調査費を充当することが可能である。

(6)会費等の考え方

① 基本認識

研修費、会議費等への政務調査費の充当にあたっては、その研修会や会議の目的が政務調査に資するものである必要がある。

また、各種団体の総会等に出席するための会費や交通費については、支出を判断し執行するものとする。

② 研修費・会議費等の支出

政務調査費を充当することができる研修会・講演会、意見交換会等にかかる経費の支出については、その会議の開催日時、出席に要した経費の内訳等を「新風自民政務調査費報告書」に記載し、領収書等を財務委員長に提出する。

研修費と会議

③ 飲食を伴う会議(懇談会)費

政務調査を目的とした研修会・講演会、意見交換会等であって、飲食を伴う場合の飲食経費の支出にあたっては、その会議が政務調査を目的とした会議に付随(連続)した懇談会である場合には、政務調査費の充当が可能である。

また、その飲食経費は、1人あたり1度の支出につき1,0000円以内とすることを基本とし、それを超える場合は、その会議の開催日時、場所、出席に要した経費の内訳等を「新風自民政務調査費報告書」

に記載する。

(7) 広報・広聴費

会派(議員)が行う調査研究活動、議会活動及び市の政策等についての市民への報告会や、広報誌の発行等に要する経費や、政策や市政に対する市民の要望や意見を聴取するために開催する意見交換会などの経費等については、政務調査費の充当が可能である。また、広報・広聴活動を行った場合には、活動内容やそれに要した経費等を「新風自民政務調査費報告書」に記載するほか、活動内容が確認できる資料類を財務委員長に提出する。

後援会等と共同して発行する広報誌に政務調査費を充当する場合には、経費の負担割合を考慮する必要がある。また、広報誌が政務調査活動の一環として発行されるものであれば、配布先に拘わらず、政務調査費を充当することができる。

6. 政務調査費の充当が不適当な経費例

(1) 喪弔、見舞、餞別等の交際費的経費への支出

- ・ 祝金、香典、寸志等の冠婚葬祭や祝賀会の出席に要する経費
- ・ 病気見舞い、餞別、中元・歳暮、祝電・弔電、年賀状の購入・印刷等の儀礼に要する経費

(2) 会議等に伴う飲食以外の飲食経費への支出

- ・ 飲食を主目的とする会議出席費用
- ・ 各種団体等の会食だけの出席費用

(3) 選挙活動経費への支出

- ・ 選挙運動及び選挙活動に要する経費
- ・ 各種選挙時の各種団体への支援依頼活動経費、選挙ビラ作成等に要する経費

(4) 政党活動経費への支出

- ・ 党大会への出席に要する経費及び党大会賛助金等に要する経費
- ・ 政党活動、府連活動に要する経費
- ・ 政党组织の事務所の設置及び維持に要する経費

(5) 後援会活動経費への支出

- ・ 後援会活動に要する経費
- ・ 後援会事務所の設置及び維持に要する経費

(6) 私的活動に関する経費への支出

- ・ 私的な旅行・観光等に要する経費
- ・ 議員が個人的に参加している団体の資格を得るために会費や会合への参加費

(7) その他

- ・ 挨拶やテープカットだけの出席に要する経費
- ・ 事務所として使用する不動産の購入、建築工事費への支出
- ・ 社会通念上妥当性を超えた経費や公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費

7. 領収書等の整理

(1) 基本的な整理手続き

政務調査費を支出した場合には、原則としてその領収書を微するものとする。

また、1件につき5万円以上の支出については、その領収書等の写しを「新風自民政務調査費領収書等添付事項一覧」に整理し、財務委員長に提出する。

なお、5万円未満の支出については、「新風自民政務調査費報告書」に記載し、財務委員長に提

出する。

(2) 政務調査費の支出に係る「1件」の概念

政務調査費を支出した場合の「1件」は、基本的には支払い先からの領収書を単位とする。

(3) 領収書を徴することができない場合

領収書を徴することができない場合には、それに代わる証票類を備えておく必要がある。

ただし、その金額が5万円以上の場合には、会派の代表者又は交付対象議員が捺印した、政務調査活動記録票を添付書類として、財務委員長に提出する。

(4) 領収書等のあて名

領収書等のあて名は、「新風自民」とする。ただし、光熱水費等、会派名でのあて名を指定することが困難な場合等は、「〇〇事務所」、「〇〇議員」又は「〇〇〇〇」(議員氏名のみ)であっても、差し支えないものとする。

■ 情報公開

1 収支報告書等の保存及び閲覧

(1) 収支報告書等の保存

団長は提出された収支報告書及び領収書等の写しを、提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存する。

(2) 収支報告書等の閲覧

「新風自民政務調査費領収書等添付事項一覧」は、新風自民控室において、だれでも閲覧することができる。

閲覧の概要

場所

新風自民控室

日時

月曜日～金曜日(休日を除く。)

午前9時～午後5時

閲覧の開始は、提出すべき期限の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から。

《非公開情報》

個人に関する情報、法人等事業活動情報、会派又は議員の活動に著しい支障を及ぼす情報、公共の安全・秩序の維持情報など。